

# 「受配者指定寄附金制度」



特定の社会福祉法人への寄附 をお考えの皆様 へ

新しく社会福祉法人を創設 される方 へ

## ◎ 相談の具体的な事例

- ① 補助金を受け社会福祉施設を建設する際の建設資金として寄附したいが
- ② 社会福祉施設の建設用地購入のための資金として寄附したいのですが
- ③ 施設建設時の 福祉医療機構 の借入金償還の財源として寄附したいが
- ④ 会社所有の土地を新しく建設する福祉施設に提供したいのですが  
などのご相談は、いつでもお受けします。お気軽に まず、お電話ください。

## ◎ 受配者指定寄附金制度とは

特定の受配者（社会福祉法人など）を指定して寄附を行うもので、一定の要件を満たせば、**税制上の優遇措置**（→詳しくは本紙の裏に）の適用を受けることができます。是非、知りたい制度です。

## ◎ 山梨県共同募金会が窓口です（℡ 055-254-8685）

共同募金の期間とは関係なく年間を通して寄附ができます。

それは、山梨県共同募金会が、税制上の優遇措置が認められている指定寄附金制度の運用を財務省・総務省から任されているからです。

## ◎ ただし、審査が必要です（山梨県共同募金会・中央共同募金会）

審査は、寄附者と受配者双方にかかる身分関係、契約関係のほか、当該事業に対する配分の必要性、緊急性についての審査を行うため、詳細な必要書類一式が必要です。

## ◎ 審査には審査事務費が必要になります

全国同じ基準で決まっています。「税制上の優遇措置を希望する共同募金以外の寄附金の審査事務費等の負担額の基準」に基づき、**寄附者** にご負担いただきます。

（寄付額に応じて異なりますが、約3パーセントが基本です。）

## ☆ 税制上の優遇措置

◎ 共同募金会の扱う寄附金には、皆さんご存知の赤い羽根で象徴される  
 「共同募金としての寄附金（A）と、  
 最近、相談が増えている「共同募金以外の寄附金（B）があります。  
 どちらも税制上の優遇措置が設けられていまので、ご活用ください。

			共同募金		
①寄附金			共同募金（A）	共同募金以外の寄附金（B）	
②寄附金の使途		社会福祉法第2条にいう社会福祉事業及び更生保護事業法第2条にいう更生保護事業			
③税制上の優遇措置	法人		全額損金算入	※ 註1	
	個人	寄附金控除（所得税）		※ 註2	
		寄附金税額控除（所得税）		※ 註3	
④根拠法令	法人		法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	
	個人	所得税（国税）	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号 租税特別措置法第41条18の3	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2 租税特別措置法第41条18の3	
		個人住民税（地方税）	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9並びに平成2年自治省告示第66号	
⑤寄附金の時期と配分について		共同募金運動期間（10月1日～12月31日）であって受配者指定のない寄附金	左の期間外の寄附金及び期間内であっても受配者指定のある寄附金	※ 註4	
⑥承認の手続き		その年度の各都道府県共同募金会の配分計画に基づき中央共同募金会が財務大臣及び総務大臣に申請し、一括承認される	当該配分計画に基づき配分額が同一受配法人に対して、100万円以下の場合は、当該都道府県共同募金会が審査・承認し、100万円超の場合は、法人税法に係る寄附金及び地方税法に係る個人からの寄附金について中央共同募金会が審査・承認する		

(註1) 「全額損金」とは、法人の課税対象となる所得から、当該法人が支出した寄附金額の全額が、一般寄附金の損金算入限度額の枠とは別に、控除されることをいいます。

(註2) ①所得税の寄附金控除額＝寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円

②所得税の寄附金税額控除額＝（税額控除対象寄附金額－2千円）×40%

①②のいずれかを選択します。

(註3) 住民税の寄附金税額控除額＝{寄附金額（年間所得の30%を限度とする額）－2千円}×10／100

(註4) 共同募金以外の寄附金(B)には「受配者の指定のない寄附金」と「受配者指定寄附金」があります。